

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
平成26年度長期借入金に関する申請の概要

1 郵便貯金勘定における長期借入金

借入を必要とする理由	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下、機構)による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため					
借入の額	<u>1, 700億円</u> (参考)昨年度:2, 000億円 (機構による預金者に対する平成25年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。					
借入先	株式会社ゆうちょ銀行					
借入金の利率	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件					
借入金の償還方法及び期限	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 30%;">償還方法</td> <td style="padding: 5px;">個々の貸付けについての償還期限内に隨時償還 (分割償還可)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">償還期限</td> <td style="padding: 5px;">個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)</td> </tr> </table>		償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に隨時償還 (分割償還可)	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)
償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に隨時償還 (分割償還可)					
償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)					
利息の支払方法及び期限	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 30%;">支払方法</td> <td style="padding: 5px;">貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">支払期限</td> <td style="padding: 5px;">借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)</td> </tr> </table>		支払方法	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い	支払期限	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)
支払方法	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い					
支払期限	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)					

【参考】 機構による預金者に対する貸付け (概要)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法 (平成17年法律第101号。以下「機構法」という。) 第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金(民営化前に契約されたもの)の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

借入を必要とする理由	機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため					
借入の額	<p>12, 000億円 (参考) 昨年度: 15, 000億円 (機構による契約者に対する平成25年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。</p>					
借入先	株式会社かんぽ生命保険					
借入金の利率	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件					
借入金の償還方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件 <table border="1"> <tr> <td>償還方法</td> <td>個々の貸付けについての償還期限内に隨時償還 (分割償還可)</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付 金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)</td> </tr> </table>		償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に隨時償還 (分割償還可)	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付 金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に隨時償還 (分割償還可)					
償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付 金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)					
利息の支払方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件 <table border="1"> <tr> <td>支払期限</td> <td>貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)</td> </tr> </table>		支払期限	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い	支払方法	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)
支払期限	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い					
支払方法	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)					

【参考】 機構による契約者に対する貸付け（概要）

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険（民営化前に契約されたもの）のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年（貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額）
貸付利率	機構の定める利率



機構第2983号
平成26年3月10日

総務大臣
新藤 義孝 様

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野 道郎



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成26年度長期借入金の
認可の申請について

標記について、別添のとおり、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第26条第1項の規定に基づき、認可を申請します。

平成26年度長期借入金

1 郵便貯金勘定における長期借入金の概要

(1) 借入れを必要とする理由

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため

(2) 借入金の額

機構による預金者に対する新規の貸付けの見込額の合計と同額

具体的には、別表1のとおり

(預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。)

(3) 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

(4) 借入金の利率

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

(5) 借入金の償還の方法及び期限

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表1のとおり

(6) 利息の支払の方法及び期限

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表1のとおり

(7) 長期借入金に係る機構の業務の概要(預金者に対する貸付け)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。以下「機構法」という。)第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づき、機構が行う業務

具体的な内容は、次のとおり

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

(1) 借入れを必要とする理由

機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため

(2) 借入金の額

機構による契約者に対する新規の貸付けの見込額の合計と同額

具体的には、別表2のとおり

(契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。)

(3) 借入先

株式会社かんぽ生命保険

(4) 借入金の利率

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

(5) 借入金の償還の方法及び期限

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表2のとおり

(6) 利息の支払の方法及び期限

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表2のとおり

(7) 長期借入金に係る機構の業務の概要(契約者に対する貸付け)

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1号の規定等に基づき、機構が行う業務

具体的な内容は、次のとおり

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年(貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
貸付利率	機構の定める利率

別表1

《平成26年度郵便貯金勘定における長期借入金》

	借入予定額	借入金の償還方法及び期限		利息の支払方法及び期限	
		償還方法	償還期限	支払方法	支払期限
預金者に対する貸付け に係る長期借入金	1,700億円	個々の貸付けについて の償還期限内に随時償 還	個々の預金者に対する 貸付金の貸付期間とそ れぞれ同期間	貸付けの日の翌日から 弁済の日までの分を後 払い	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場 合には、当該更新の際)

別表2

《平成26年度簡易生命保険勘定における長期借入金》

借入予定期額	借入金の償還方法及び期限 償還方法 償還期限	利息の支払方法及び期限 支払方法 支払期限
契約者に対する貸付け に係る長期借入金 12,000億円	個々の貸付けについて の償還期限内に隨時償 還 (分割償還可)	個々の契約者に対する 貸付金の償付期間とそ れぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後 1年を経過した場合、貸 付金の弁済に代えて保 険金額又は年金額を減 額)

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
平成26年度長期借入金償還計画に関する申請の概要

1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画

(1)預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成26年度借入見込額)		2, 100億円	
	※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。			
うち平成26年度借入見込額		1, 700億円		
借入先	株式会社ゆうちょ銀行			
	借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の隨時償還(分割償還可)	
当該事業年度の 償還見込み額		償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)	
		1, 700億円		

(2)地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成26年度借入見込額)		17, 307億円	
	うち平成26年度借入見込額			
借入先	株式会社ゆうちょ銀行			
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	半年賦元利均等償還		
	償還期限	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間 とそれぞれ同期間		
当該事業年度の 償還見込み額	2, 672億円			

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

(1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成26年度借入見込額) ※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。	20, 000億円
	うち平成26年度借入見込額	12, 000億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険	
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の隨時償還(分割償還可)
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付 金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
当該事業年度の 償還見込額	<u>14, 000億円</u>	

(2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成26年度借入見込額)	94, 582億円
	うち平成26年度借入見込額	0億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険	
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	地方公共団体に対する貸 付に係る長期借入金 財投改革前に実施した公 庫公団等に対する貸付け に係る長期借入金
	償還期限	半年賦元利均等償還 半年賦元金均等償還 個々の地方公共団体に対す る貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間 個々の公庫公団等に対す る貸付金の貸付期間とそれ ぞれ同期間
当該事業年度の 償還見込額	<u>地方公共団体に対する貸付に係る長 期借入金</u>	
	<u>財投改革前に実施した公庫公団等に 対する貸付けに係る長期借入金</u>	



機構第2983号の2
平成26年3月10日

総務大臣
新藤 義孝 様

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野 道郎



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成26年度長期借入金の
償還計画の認可の申請について

標記について、別添のとおり、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第27条第1項の規定に基づき、認可を申請します。

平成26年度長期借入金の償還計画

1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画

(1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成26年度借入見込額)	2,100
うち平成26年度借入見込額	1,700

※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、変動があり得る。

イ 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

ウ 儻還の方法及び期限

別表1のとおり

エ 平成26年度償還見込額

別表1のとおり

(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成26年度借入見込額)	17,307
うち平成26年度借入見込額	0

イ 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

ウ 儻還の方法及び期限

別表1のとおり

エ 平成26年度償還見込額

別表1のとおり

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

(1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成26年度借入見込額)	20,000
うち平成26年度借入見込額	12,000

※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、変動があり得る。

イ 借入先

株式会社かんぽ生命保険

ウ 儻還の方法及び期限

別表2のとおり

エ 平成26年度償還見込額

別表2のとおり

(2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成26年度借入見込額)	94,582
うち平成26年度借入見込額	0

イ 借入先

株式会社かんぽ生命保険

ウ 儻還の方法及び期限

別表2のとおり

エ 平成26年度償還見込額

別表2のとおり

別表1

《平成26年度郵便貯金勘定における長期借入金償還計画》

借入金の償還方法及び期限		償還見込額
償還方法	償還期限	
預金者に対する賃付けに係る長期 借入金	それぞれ償還期限内の随時償還 (分割償還可)	個々の預金者に対する貸付金の貸付 期間とそれぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)
地方公共団体に対する賃付けに係 る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の地方公共団体に対する貸付金 の貸付期間とそれぞれ同期間

《平成26年度簡易生命保険勘定における長期借入金償還計画》

別表2

	借入金の償還方法及び期限		償還見込額
	償還方法	償還期限	
契約者に対する貸付けに係る長期借入金	それぞれ償還期限内の随時償還（分割償還可）	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間（1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額）	14,000億円
地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	9,708億円
財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	30億円

平成25年12月24日
閣議決定

独立行政法人改革等に関する 基本的な方針

目 次

I 独立行政法人改革等の基本的な方向性 ······	1
II 独立行政法人制度の見直し ······	2
1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類 ······	2
2. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築 ······	3
3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入 ······	4
4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実 ······	5
5. 研究開発型の法人への対応 ······	9
III 独立行政法人の組織等の見直し ······	12
1. 組織等の見直しの基本的考え方 ······	12
2. 各独立行政法人等について講ずべき措置 ······	12
3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し ······	12
IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等 ······	16
(別紙) 各法人等について講ずべき措置 ······	18

I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。
- 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第1次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も2回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。
このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。
- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- ・制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- ・数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- ・各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

- また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。
- 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

II 独立行政法人制度の見直し

I の基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の2.から4.に記載するおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5.で後述する。

2. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルが十分に機能することが必要である。この PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客觀性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

- 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。
- 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようとする。
- 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

(2) 目標設定及び業績評価の在り方

- 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。
主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

(3) 法人分類に応じた評価手続の整備

① 中期目標管理型の法人における評価手続

- 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。
- 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

- 主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。
- 主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

- 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。
- さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができるることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。
- 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べできることとする。
- 総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができるこことする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応さ

せるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。

- 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

- 役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

- 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為のは是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、

法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。
- 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。
- 法人の增收意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

- 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。
- 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、
 - ・資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合
 - ・中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。
- 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。
- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

(2) 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

- 独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。
しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。
また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。
- 法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- 各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。
- 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参照するなど、設定の考え方を具体的に明記する。
- 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業

がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

- ① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。
- ② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参照して当該水準が妥当であると考える理由を説明するものとする。

監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

- 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。
- また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

(3) 調達の合理化

- 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

- 各法人の事業等のまとめごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業

報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

- 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。
- 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

- 研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理－評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある。
- こうした点に鑑み、研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。この際、「効率的かつ効果的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という研究開発型の法人の第一目的が達成できるようにすることが必要である。
- 具体的には、研究開発型の法人について、上記2. から4. までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。
 - ・独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。
 - ・研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。
 - ・研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関するなどを追加するものとする。
 - ・研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。
 - ・研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目

標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。

- ・中期目標期間を長期化し、最大7年とする。
- また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。
 - ・報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。
 - ・法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
 - ・給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要なことに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。
 - ・目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。
 - ・研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的ケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。
- 総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。
- ・上記のほか、2.から4.において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなつて

おり、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

- 研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。
- 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。
- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。
- 別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。
 - ・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。
 - ・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。
 - ・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとすることが必要である。
 - ・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
 - ・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。
 - ・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、待遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
 - ・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

III 独立行政法人の組織等の見直し

1. 組織等の見直しの基本的考え方

- 国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。
- 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。
- 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。
- 類似の業務や互いに密接に連関する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。
- 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとめがない法人については、他の法人との統合を検討する。
- 法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

2. 各独立行政法人等について講すべき措置

各法人等について講すべき措置は、別紙のとおりとする。

3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

- 法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。
- このため、法人が行う以下の6つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

① 金融業務

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
- 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。
- 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員

研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。

- 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。
- 金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。

② 人材育成業務

特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 祉益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
- 法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。
- 特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。
- 大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

③ 文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。
- 法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。
- 新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

④ 研修施設運営業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 保有施設について、その必要性を不斷に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。
- 自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。
- 施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。
- 一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の營繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措

置の導入を図る。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者は、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦ その他横断的見直し事項

- 補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
 - ・法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

- 改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。
- 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。
- 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。
- 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。
- 各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。
- 独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。
- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。
- 全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

(別紙)

各法人等について講ずべき措置

内閣府所管

【国立公文書館】

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）附則で定める法施行後 5 年を目途とする見直しの中で、法の施行状況や立法府、司法府との関係等も踏まえつつ、組織の在り方について幅広く検討を行う。
- 立法府、司法府からの文書移管が拡大する場合には、文書管理の事務量に応じた負担の均衡を踏まえた体制の整備を検討する。
- 組織の見直しを踏まえた新たな組織への移行が確定するまでの間は、従来の法人形態を維持し、単年度管理型の法人とする。

【北方領土問題対策協会】

- 中期目標管理型の法人とする。

消費者庁所管

【国民生活センター】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得る。
- 東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。

総務省所管

【情報通信研究機構】

- 研究開発型の法人とする。
- 情報通信分野における研究開発をより効果的・効率的に進めていく観点から、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構との連携協力を一層強化する。

【統計センター】

- 単年度管理型の法人とする。
- 国として真に必要な業務の実施に支障が生じないよう配慮しつつ、民間委託等を一層推進して更なる効率化を図ることにより、平成 25 年度から平成 34 年度末までの 10 年間に常勤役職員数の 320 人の削減を図る。

【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 将来的には、管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、本法人の解散について検討を行い、必要な措置を講ずる。

外務省所管

【国際協力機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- 政府開発援助の事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- 研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

【国際交流基金】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- 本法人と国際観光振興機構は、日本ブランドの確立及び訪日外国人旅行者数の一層の拡大のため事業の連携強化等を図る必要があり、両法人の本部事務所を平成 28 年度末を目指し共用化することを目標とし、平成 26 年夏までにその具体的な工程表を策定する。
- 研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

財務省所管

【酒類総合研究所】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する。
- 東京事務所については、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討する。

【造幣局】

- 単年度管理型の法人とする。

【国立印刷局】

- 単年度管理型の法人とする。

【日本万国博覧会記念機構】

- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止する法律（平成 25 年法律第 19 号）の規定に基づき、廃止する。

文部科学省所管

【国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター】

- 上記 4 法人については、それぞれ中期目標管理型の法人とする。
- 上記 4 法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成 26 年夏までに結論を得て、順次実行に移す。
- 上記 4 法人が保有する宿泊研修施設について、その必要性を不斷に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金体系を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講ずる。
また、民間委託の更なる活用、PFI 等により、当該宿泊研修施設の管理・運営コストの削減を図る。

なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

- 国立女性教育会館については、主務省が主体となって、女性教育にとどまらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置付け、政策実施機能の強化の内容を関係府省と検討した上で、内閣府との共管化等について平成 26 年中に結論を得る。
- 教員研修センターについては、間接業務を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大を平成 26 年度から実施する。また、教員養成を行う大学の教員に対する研修については、その実施に向けて速やかに関係者と協議を行い結論を得る。

【大学入試センター】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 大学入試改革を踏まえ、本法人の役割、国費への依存度、試験の性格・内容等を勘案し、本法人を独立行政法人とする必要性について検証する。

【国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会】

- 上記4法人については、それぞれ中期目標管理型の法人とする。
- 上記4法人については、自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。
法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。
新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。
- 日本芸術文化振興会の助成事業については、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。

【物質・材料研究機構】

- 研究開発型の法人とする。

【防災科学技術研究所】

- 研究開発型の法人とする。
- 東日本大震災以降、国民的要請が高まっている海溝型巨大地震に関する研究機能の強化の必要性から、現在、南海トラフ海域において海洋研究開発機構が整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。
- 防災・減災分野における海洋研究開発機構との人事交流を促進するなど、同機構との連携をより一層強化する。

【放射線医学総合研究所】

- 研究開発型の法人とする。

【科学技術振興機構】

- 研究開発型の法人とする。
- 学術研究の成果を科学技術イノベーションに資する研究につなげていくため、日本学術振興会との連携を強化する。
- 本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。
- ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて大学等機関への委託を行う研究開発業務について、不正防止策を強化するとともに、委託先機関のガバナンス強化に対する支援を行う。

【日本学術振興会】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 科学技術振興機構との連携を強化する。
- ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの補助金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。

【理化学研究所】

- 研究開発型の法人とする。

【宇宙航空研究開発機構】

- 研究開発型の法人とする。

【日本スポーツ振興センター】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。

【日本学生支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る。

【海洋研究開発機構】

- 研究開発型の法人とする。
- 南海トラフ海域において本法人が整備を進めている地震・津波観測監視システム (DONET) について、その整備が終了した際には、同システムを防災科学技術研究所に移管する。
- 防災・減災分野における防災科学技術研究所との人事交流を促進するなど、同研究所との連携をより一層強化する。

【国立高等専門学校機構】

- 中期目標管理型の法人とする。

【大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター】

- 上記 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。

【日本原子力研究開発機構】

- 研究開発型の法人とする。
- 安全の絶えざる向上を求めて、原子力研究開発機関として課題解決を行う組織に改めるため、高速増殖原型炉もんじゅの運転管理体制の改革、業務の重点化など、組織体制及び業務の抜本的な改革を進める。

厚生労働省所管

【国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所】

- 上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。
- 医療分野の研究開発に係るファンディング機能を集約して一元的な研究管理を行う独立行政法人日本医療研究開発機構（仮称）の設立に当たっては、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、「スクラップアンドビルト原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない」とされていることを踏まえ、当該法人の設立に伴う法人数1の増は、上記2法人の統合による法人数1の減をもって充てる。
- 医薬基盤研究所がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能及び創薬支援業務は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。
- 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）において、「希少疾病用医薬品・医療機器の指定制度・助成金や専門的な指導・助言体制の充実・強化を行う」とされたことを踏まえ、上記2法人の統合後の法人において、その充実・強化を図る。
- 国立健康・栄養研究所による栄養表示に関する収去試験の実施は、今後、食品表示法に基づく民間の登録検査機関による実施状況に応じて、縮小する。

【労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構】

- 上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。
- 国が委託事業として実施している産業保健支援に関する事業及び化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）については、統合法人の業務として集約し、一元的に実施する。このため、産業保健推進センター事業に係る従前の「ブロック化」の方針を見直すとともに、関連する組織・予算の徹底した合理化を行う。
- 労災病院については、法人本部が各病院の運営実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努める。

【勤労者退職金共済機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高

度化を図る。特に、中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、実効性あるリスク管理体制を整備する。

- 中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。

【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）・ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校・短期大学校）は、都道府県への譲渡が現実的に進まないことから、本法人が引き続き運営する。ただし、個々のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方については、利用状況等を踏まえ、不断の見直しを行う。
- 本法人の地方組織であるポリテクセンター・ポリテクカレッジ、高齢・障害者雇用支援センター及び地域障害者職業センターは、機能の融合による効果的・効率的な組織体制を構築する観点から、一元化する。

【福祉医療機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- 中期目標管理型の法人とする。

【労働政策研究・研修機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 労働行政担当職員研修（労働大学校）については、政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で一体的に運営され、高い相乗効果を發揮していることを踏まえ、引き続き本法人が実施する。
- 現中期目標期間中に平成25年度の常勤職員数から5人以上削減するとともに、法定理事数を1名削減する。

【国立病院機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 政策医療を確実に実施しつつ、より柔軟かつ弾力的な業務運営に資するよう、本法人の役職員身分は非公務員化するが、職務上の公益性・公共性が極めて高いことから、み

なし公務員に係る所要の措置を講じる。

- 診療事業は全て自己収入で行っていることにかんがみ、積立金は、次期の中期目標期間中に必要な施設整備等の財源に充てられるよう配慮する。

【医薬品医療機器総合機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 日本再興戦略を踏まえ、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の速やかな実現を目指すとともに、審査の迅速化と質の向上を図る観点から、自己財源も活用し、本法人の体制強化を図る。
- その際、高度で専門的な人材確保ができるよう、任期制・年俸制の導入も検討する。

【年金・健康保険福祉施設整理機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 独立行政法人地域医療機能推進機構への改組に当たり、法人本部が各病院の運営の実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努める。
- 地域医療に対する医療法体系に基づく国の役割を踏まえ、将来的には、地域における医療機能の状況に配慮しつつ、地域医療機能推進機構に対する国の関与をなくす方向で検討する。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。
- 高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。
- なお、資金運用の観点から行う公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、それを踏まえ、今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

【国立高度専門医療研究センター（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター）】

- 研究開発型の法人とする。
- 上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。
- 分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開

発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。

農林水産省所管

【農林水産消費安全技術センター】

- 単年度管理型の法人とする。
- 農薬等の登録検査業務に関しては、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、関係府省と協力して、審査期間の短縮、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明化を図る。

【種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所】

- 上記4法人を統合し、研究開発型の法人とする。
- その際、新たな法人は、研究開発業務と、種苗審査に係る栽培試験等の種苗管理業務という性格の異なる業務を実施することとなるため、試験制度の公正性・信頼性の確保の必要性等も考慮し、種苗管理センターの名称を維持することに加え、理事長及び研究開発業務を担当する副理事長以外に同センター担当の代表権を有する役員を置く。

【家畜改良センター】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 種畜等の生産・供給業務については、全国的な視点での畜産物生産という用途に真に必要な業務に重点化するとともに、牧場での飼料生産等の業務について、段階的に民間への委託又は都道府県への移管を図る。

【水産大学校、水産総合研究センター】

- 上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。
- 人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築することとし、水産大学校においては、その名称、立地（下関市）、施設を維持し、代表権を有する役員を置く。
- 人材育成業務については、裨益する業界等も含めた取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が持続可能な形で行われるよう、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講じる。

【国際農林水産業研究センター】

- 研究開発型の法人とする。

【森林総合研究所、森林保険特別会計】

- 森林保険特別会計を平成 26 年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行う。森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえ、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図る。森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる。
- 研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は 5 年とする。
- 水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時までに結論を得る。
- 水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

【農畜産業振興機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人からの補助金等の交付により造成した基金のうち後年度負担額が明確な事業の基金については、毎年度、当該基金を保有する法人に見直しを行わせ、支払い財源等として必要のない額を返還するなどにより、基金規模の適正化を図るよう指導する。

【農業者年金基金】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人が行う年金事業については、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 本法人が実施する農業者年金と全国農業みどり国民年金基金が実施するみどり年金について、加入等の手続の円滑化や効果的な加入推進が図られるよう、同国民年金基金の意向を踏まえつつ、両者の一体的な情報提供など、連携・協力を深める。

【農林漁業信用基金】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 主務大臣が民間等の出資者や外部の有識者のうちから任命した委員から成る運営委員会（仮称）を設置し、重要事項の審議を行わせる。
- また、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業については、金融庁検査を導入する。

経済産業省所管

【経済産業研究所】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 政策研究に係る資源配分を効率化しつつ、本法人の機能の一層の向上を図る観点から、国内外の政策研究機関との連携強化を進める。

【工業所有権情報・研修館】

- 中期目標管理型の法人とする。

【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】

- 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。
- 貿易再保険特別会計は、平成 28 年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。
- 全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。

なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金については、定期的に規模の妥当性を検証し、その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講じる。

【産業技術総合研究所】

- 研究開発型の法人とする。
- 光ネットワーク技術の研究開発を更に進める観点から、情報通信研究機構との連携協力を一層強化する。

【製品評価技術基盤機構】

- 単年度管理型の法人とする。

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

- 研究開発型の法人とする。
- 本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。
- ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの運営費交付金及び補助金等を用いて行う研究開発業務や助成業務について、不正防止策を強化するとともに、受給先のガバナンス強化に対する支援を行う。

【日本貿易振興機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。
- 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。

【情報処理推進機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 情報セキュリティ問題への取組を更に強化する観点から、産業技術総合研究所及び情報通信研究機構との連携協力を一層強化する。

【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- リスクマネー供給業務については、出資採択の審査や個別プロジェクトの管理を厳格に行うとともに、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

【中小企業基盤整備機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、高度化事業については、金融庁検査を導入する。
- 中小企業大学校は、中小企業に真に必要な研修機会を維持しつつ、研修内容の重点化を進めるとともに、研修企画業務以外の運営業務に係る市場化テストによる業務の効率化や宿泊研修施設の稼働率の向上を図る。これらの取組状況を踏まえ、宿泊研修施設について、国として保有しなければならない必要性の有無を判断する。
- 日本貿易振興機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。

国土交通省所管

【土木研究所】

- 研究開発型の法人とする。
- 本法人と建築研究所は、共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。

【建築研究所】

- 研究開発型の法人とする。

- 都市再生機構技術研究所を将来的に本法人に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。
- 本法人と土木研究所は、共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。

【交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人】

- 上記 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。
- 統合後の新法人については、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する。また、新法人では、国から移管される国の責務の下で行ってきた事務を含め、自動車の保安基準への適合性審査等の業務が人員・予算規模の大半を占めることとなるが、交通安全環境研究所の研究部門は、自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き継ぎ担う必要があるため、従来、交通安全環境研究所が有していた国際標準に係る国際会議の対応体制、他国の研究機関とのハイレベルの連携、対外的プレゼンス等の研究部門としての必要な機能が研究開発を主とした法人ではなくなることにより損なわれることがないよう、統合に当たっては、交通安全環境研究所の名称を維持するとともに代表権を有する役員を置く。

また、研究業務の特性を踏まえた目標設定・評価を行うなど弾力的な対応を行う。

【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

- 自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管する。事務及び人員の移管は、平成 28 年度から順次速やかに実施し、平成 30 年度開始までに完了するものとする。
- 平成 29 年度までに自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、全国展開や対象手続の拡大により抜本的に拡大するとともに、新技術に対する検査の効率化を進め、体制のスリム化や手数料の引下げを含め、業務の効率化・合理化による利用者の負担軽減及び利便性向上を図る。
- 上記の取組を前提に、引き続き受益と負担の関係を明確にさせるため、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定は存続させる。
- 今後とも、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき不断の見直しを行う。

【海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所】

- 上記 3 法人を統合し、研究開発型の法人とする。
- 組織の統合に当たっては、立地場所が離れており研究分野が大きく異なる中でも、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを損なうことがないよう、各研究所の名称を継続的に使用するとともに、重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保する。

【航海訓練所、海技教育機構】

- 上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。
- 統合法人は、船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との連携・協力の強化を検討するとともに、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずる。
- 海運業界を始めとする関係者の受益者負担については、その対象は教育直接経費ではなく人件費を含む全費用であるという観点から、引き続き段階的にその拡大を図ることを検討する。

【航空大학교】

- 中期目標管理型の法人とする。
- パイロット養成業務については、今後の需要増大への対応として、航空会社における自社養成のインセンティブ拡大や私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図り、将来的に民間において十分なパイロット養成が可能となった段階で、より多くの部分を民間に委ねていく。
- こうした方向性の下、負担の公平性、妥当性に留意し、能力ある学生を引き続き広く募集する必要性も踏まえつつ、航空会社の負担金の引上げなど、適正な受益者負担の在り方について検討する。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。
- 法令遵守体制の強化に当たっては、担当理事の設置、研修の充実化等の措置を行うとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、関係職員の能力の向上を図りつつ、理事長及び監事も含めた重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性及び競争性を確保する体制の強化に当たっては、入札監視委員会等において、高落札率案件の全件審議等による審議件数の拡大、支社・局単位での審議の実施、並びに理事長に対する審議結果の報告及び意見具申の仕組みの確立を行うなど、契約の監視体制の強化を図る。
- 船舶関係業務については、共有建造事業において多額の繰越欠損金を抱えていることから、繰越欠損金の具体的な削減計画を策定し、その解消に向け着実な縮減を図るとともに、財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

【国際観光振興機構】

- 中期目標管理型の法人とする。

- 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- 本法人と国際交流基金は、日本ブランドの確立及び訪日外国人旅行者数の一層の拡大のため事業の連携強化等を図る必要があり、両法人の本部事務所を平成 28 年度末を目指すに、国際交流基金における受入体制が整い次第共用化することを目標とし、平成 26 年夏までにその具体的な工程表を策定する。
- 観光庁が実施する訪日プロモーション事業については、事業効果を最大化し訪日外国人旅行者数の一層の拡大を図るため、海外の民間事業者のニーズに即応できる体制の整備を行うことが必要であり、原則として本法人が発注主体となって実施する。
本法人を発注主体とするに当たっては、観光庁及び本法人の総職員数の厳格な管理、予算の適切な執行、契約に係る適正性の確保及び情報の公開、中期目標期間終了時の国庫納付等の措置を講ずる。

【水資源機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人の吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、利水者及び関係府県との調整を行う。
- 総合技術センターの水理実験施設については、現在実施している建設事業が終了した段階で、敷地の処分を行う。
- 用水路管理業務については、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大する。また、その他の業務も含め、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る。
- 国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

【自動車事故対策機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進するとともに、その取組についての工程表を平成 25 年度中に作成し、着実な実行を図る。
- 自動車アセスメント業務については、引き続き本法人で実施する。

【空港周辺整備機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。
福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手續を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等

も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

【都市再生機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)の趣旨も踏まえ、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地について、本法人の経営を悪化させないよう留意の上、福祉医療施設の誘致等を推進する。
- 東京都心部の高額賃貸住宅(約 13,000 戸)については、平成 26 年度から順次、サブリース契約により民間事業者に運営を委ね、将来的に、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却する。
- 居住者の居住の安定に配慮した上で、定期借家契約の活用等により収益性が低い団地の統廃合等を加速する観点から、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成 26 年度中に策定する。
- 関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成 26 年度からの 3 年間で平成 25 年度比 10% のコスト削減を図る。また、その達成状況を見極めた上で、本法人との資本関係や業務の範囲等の当該関係会社のあり方について平成 29 年度中に結論を得る。
- 平成 26 年から、稼働率など需給の状況に応じた募集家賃の引下げや引上げを機動的かつ柔軟に行うとともに、平成 27 年度中に継続家賃の引上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直しを行い、適切な家賃収入を確保する。また、低所得の高齢者等に対する政策的な家賃減額措置について、公費で実施することを検討し、平成 26 年度中に結論を得る。
- 都市再生事業について、開発型 SPC (特別目的会社) の活用など民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化するとともにリスクに見合った適正な収益の確保を図る。
- ニュータウン事業について、平成 25 年度までに完了しなかった工事を早期に完了させるとともに、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成 30 年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。
- 人員規模については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 25 年度末において平成 20 年度末に比べて 2 割削減するとの目標は達成する見込みであり、東日本大震災に係る体制強化の必要性もあることから、当面、現在の水準は維持することとする。
- 関係会社について、役割や組織の在り方、本法人との契約の在り方について整理した上で、平成 30 年度までにその数を半減する。
- 都市再生機構技術研究所を将来的に建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。
- 上記の改革を進めるにあたり、5 年、10 年、20 年を区切った経営改善計画を作成するとともに、民間出身の役職員の活用拡大を含め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。

- 本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

【奄美群島振興開発基金】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人の財務状況を着実に改善するため、リスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減の具体的な計画を策定するとともに、平成26年度から始まる次期中期計画に反映する。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、金融庁検査を導入する。
- 本法人の金融業務における審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、人事交流、業務連携等を実施するなど、同公庫等との連携を図る。

【日本高速道路保有・債務返済機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第5条において「機構は、主たる事務所を神奈川県に置く」と規定されていることから、経過的に東京都に置かれている主たる事務所を平成27年3月末までに神奈川県に移転する。

【住宅金融支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 証券化支援業務について、本法人のMBSに対する市場の信認を維持するためには、経営の健全性を維持することが重要であることから、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を本法人に設置し、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえた上で、本法人の事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。
- 民間金融機関の住宅ローンが変動金利型中心である現状に鑑み、当面は、本法人のMBSの発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで民間によるMBSの発行の活性化及び流動性の向上を促し、我が国の証券化市場を育成する。また、MBS発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。
- 平成28年度末までに北関東支店、南九州支店を他支店と統合する。

環境省所管

【国立環境研究所】

- 研究開発型の法人とする。

【環境再生保全機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得る。

原子力規制委員会所管

【原子力安全基盤機構】

- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成 25 年法律第 82 号）の規定に基づき、廃止する。

防衛省所管

【駐留軍等労働者労務管理機構】

- 単年度管理型の法人とする。
- 支部組織における組織のフラット化、本部組織における部課の統合、国家公務員身分を有する期間業務職員の更なる活用による人件費の削減等の取組を、平成 27 年度から開始し段階的に拡大していくことにより、業務の一層の効率化を図る。
- 平成 27 年度中に、常勤理事 2 名のうち 1 名を非常勤化する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（概要）

1. 改正後の法律の題名

- 独立行政法人制度を維持した上で必要な制度を行うことから、改正後の法律の題名は「独立行政法人通則法」を維持。

2. 主な改正事項

(1) 法人の事務・事業の特性に着目したガバナンスの導入

- 法人による政策実施機能の最大限の発揮のため、現行の一一律の制度適用を改め、目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量性、国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を踏まえ、法人を大きく3つに分類化し、最適なガバナンスを適用する。

① 中期目標管理法人

- ・ 国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人
- ・ 目標管理は、現行と同様、3年から5年の間での中期目標管理

② 国立研究開発法人

- ・ 「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人
- ・ 目標管理などにおいて、研究開発業務の特性に応じた規律を設定。
＜国立研究開発法人の規律＞
 - ◇ 法人の名称中に「国立研究開発法人」の文字を使用
 - ◇ 法人の目的規定で、研究開発の成果の最大化の趣旨を記載
 - ◇ 目標期間を長期化（5年から7年の間で設定）
 - ◇ 研究開発成果を国際水準の評価指針の下で専門的に評価するための仕組みの導入（主務省の研究開発審議会が、目標設定や業績評価などに関与）
 - ◇ 研究開発業務の目標設定・評価の指針案を総合科学技術会議が策定

③ 行政執行法人

- ・ 国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業の確実・正確な執行を目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

- ・ 国との密接な関係から、主務大臣による監督上の命令を規定するほか、目標管理における第三者機関の関与は最小化、人事管理は公務員型（現行の特定独立行政法人をベース）

(2) 組織規律の見直し

① 法人の内部ガバナンスの強化

ア. 監事等の機能の強化

- ・ 役員の不正行為などは、監事から法人の長及び主務大臣への報告を義務化。
- ・ 業務を監査し、主務省令で定めるところによる監査報告書の作成を義務化。
- ・ 主務大臣の認可・承認等が必要な書類は、監事による調査を義務化。
- ・ 監事の調査権限、調査対象（法人の業務及び財産の状況、法人の子法人の業務及び財産の状況）の明確化。

イ. 内部統制システムの整備

- ・ 内部統制システム整備（＊）の義務化
(＊) ①役員の職務が通則法やその他法律に適合することを確保するための体制及び②法人の業務の適正を確保するための体制の整備等

ウ. 役員の義務と責任の明確化

- ・ 役員の職務忠実義務と任務懈怠に対する損害賠償責任を明記。
- ・ 法人に著しい損害を与える事実に係る監事への報告を義務化。

エ. 役員の任命・任期

- ・ 法人の長及び監事の任期は、中期目標期間に対応（国立研究開発法人は中長期目標期間、行政執行法人は個別法で定める期間に対応）。

オ. 役職員の再就職規制（非公務員型の中期目標管理法人、国立研究開発法人）

- ・ 他の役職員の再就職あっせんを規制。
- ・ 在職中の自己の求職活動を規制。
- ・ 再就職者からの働きかけを受けた場合の届出義務。

② 法人の外部ガバナンスの強化

- ・ 法人又は役職員の違法、不正、あるいは著しく不適正な業務運営について、主務大臣から法人に対する是正・業務運営改善の命令（行政執行法人については監督上の命令）

(3) 財政規律

- 運営費交付金の財源が貴重な税金であることを踏まえ、適切かつ効率的な使用に係る責務を明記。

(4) 実効性のある目標・評価の仕組み

① 評価主体の変更

- ・ 政策責任者たる主務大臣が責任をもって業績評価を実施
- ・ 業績評価の結果に基づき、主務大臣は必要な業務改善命令が可能

② 目標設定、評価の在り方

- ・ 総務大臣が目標設定、業績評価に関する政府統一的な指針を策定（総合科学技術会議が策定する研究開発業務の指針案をしん酌）
- ・ 目標設定は具体的に設定すべきことを明記
- ・ 法人は、評価結果を業務運営改善に反映（反映状況は毎年度公表）

③ 法人の分類に応じた目標管理の仕組み

ア. 中期目標管理法人

- ・ 中期目標、中期計画、年度計画に基づく業務運営
- ・ 中期目標期間は3年から5年の範囲
- ・ 中期目標期間の最終年度に、中期目標期間に係る業績評価を実施
- ・ 中期目標期間終了時に法人の存廃を含めた業務・組織全般にわたる見直し

イ. 国立研究開発法人

- ・ 中長期目標、中長期計画、年度計画に基づく業務運営
- ・ 中長期目標期間は5年から7年の範囲
- ・ 研究開発審議会（委員に外国人の任命が可能）が目標設定、評価等に関与（専門的・学術的な評価の観点）
- ・ 中長期目標期間の最終年度に中長期目標期間に係る業績評価を実施、中長期目標期間終了時に法人の存廃を含めた業務・組織全般にわたる見直し

ウ. 行政執行法人

- ・ 年度目標、事業計画に基づく業務運営
- ・ 単年度の目標管理
- ・ 年度目標には、業務運営の効率化に関する事項などの記載事項に関し中期的な観点から参考となるべき事項も記載
- ・ 業務運営効率化の取組は、中期的な期間における取組状況を評価

④ 第三者機関のチェック

- 総務省に中立・公平な第三者機関（独立行政法人評価制度委員会：仮称）を設置し、以下の事務を所掌（委員は内閣総理大臣任命）。
- ア. 主務大臣が行う業績評価等の点検
 - ・ 主務大臣の中期目標管理（中期目標期間の目標案、評価結果、中期目標期間終了時の見直し内容など）の点検、意見（中期目標管理法人、国立研究開発法人）
 - ・ 中期的な期間における業務運営の効率化の取組状況の業績評価結果の点検（行政執行法人）
- イ. 主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申
 - ・ 中期目標期間終了時の見直し等に際し、法人の主要な事務及び事業の改廃について、主務大臣に勧告。
 - ・ 上記勧告事項について、内閣法の規定に基づく措置がとられるよう内閣総理大臣へ意見具申。
- ウ. 独立行政法人の目標・評価の制度・運営の適正化
 - ・ 総務大臣が策定する目標・評価の指針（ガイドライン）を点検。
 - ・ 評価の制度又は運営の重要事項を調査審議し、それぞれ総務大臣又は主務大臣に意見表明。

(5) 新法施行に向けた経過措置 [一部改正法の附則]

- 目標設定（新法施行の初年度に係る目標案に限る）に関する準備行為
 - ・ 既存組織を活用（独法評価制度委員会 → 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、研究開発審議会 → 各府省独法評価委員会）
- 役員任期の経過措置
 - ・ 施行日における役員の任期は維持し、改正法施行後に最初に任命される役員の任期を調整
- 目標、計画に関する経過措置
 - ・ 現行法に基づく中期目標、中期計画は維持し、新法に基づく中期目標（中長期目標）、中期計画（中長期計画）とみなす（中期目標管理法人、国立研究開発法人に移行する法人）
 - ・ 行政執行法人に移行する法人は、施行日から単年度の目標管理へ移行

(6) 施行日

○ 平成27年4月1日



政委第38号
平成25年12月16日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 酒井善則 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡素之



平成24年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成25年9月6日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成24年度業務実績評価及び平和祈念事業特別基金、統計センターの第2期中期目標期間の業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成25年5月20日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」に記載した重点事項を中心に、政府全体の評価の厳格性及び信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところです。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにした上で改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれでは、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでおられることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価内容の充実や評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

別紙

平成24年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

平成24年度における総務省所管4法人（情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

各府省独立行政法人評価委員会におかれでは、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項に加え、別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」も参考にしながら、今後の評価における質の向上、内容の充実等に努められたい。

(内部統制の充実・強化)

<リスクの把握及び対応>

平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」（平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「具体的取組」という。）において、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題（リスク）の把握及び対応の取組について、リスクが何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価を行っているかについて特に留意すべきとしたところである。

今回、リスクの把握及び対応に関する取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていた。中には、リスク把握の結果抽出された組織全体で優先的に対応すべき重要なリスクが何であるかを一次評価書等で明らかにした上で、これらのリスクへの対応状況を評価している事例もみられた。

今後の評価に当たっては、組織全体によるリスクの洗い出しや監事監査結果等を活用した法人全体のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、どのようなリスクが優先的に対応すべきリスクとされ、これらのリスクに対しどのように対応したかを含めて評価を行うことが望ましい。

<原子力施設等の安全管理>

昨今の原子力施設及び大型放射線発生装置（以下「原子力施設等」という。）における安全管理に関する不適切事案等を踏まえ、原子力施設等を有する独立行政法人については、規制当局が実施する評価の趣旨を踏まえた上で、その評価結果や評価結果を踏まえた法人の取組を含めた原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要である。

原子力施設等を保有する独立行政法人について、当該評価の実施状況をみたところ、一部の法人におけるこれらの取組に関する評価結果が十分に説明されていない事例があった。

原子力施設等における安全管理に係るリスクが顕在化した場合は人的及び物的な被害が甚大であり、また、安全管理が適切に実施されているかについては国民の関心も高いものである。このため、今後の評価に当たっては、規制当局による評価結果及び当該評価結果を踏まえた法人の取組並びに法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況や、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

(成果・効果の明確化)

具体的な取組を踏まえ、人材育成業務を行っている法人について、関連業界への就職率、資格取得割合、終了後の活動状況等の業務の成果・効果を客観的かつ具体的に表す指標やそれに対応した実績を明らかにした上で評価が実施されているかについてみたところ、①成果・効果についての記載がないもの、②「成果を上げている。」「高い評価を得ている。」等の記載はあるものの、成果・効果についての具体的な記載がないもの、③研修等の実施後のアンケート調査等における満足度や有効とする回答の割合等をもって成果・効果があつたと評価しており、評価の指標が人材育成業務を実施することにより発現した成果・効果とはなっていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、研修等の満足度等ではなく、人材育成業務を実施することにより発現することが期待される成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定させ、人材育成業務の取組の実績と当該指標に対応した成果・効果の発現状況及びそれらの関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

(受益者負担の妥当性等)

具体的な取組を踏まえ、人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人について、受益者負担の妥当性・合理性について、受益者負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価が実施されているかについてみたところ、①受益者負担についての記載が全くないもの、②受益者負担額等の実績は記載されているものの、その妥当性・合理性についての評価までは行われていないもの、③受益者負担額について妥当であると評価されているものの、その理由、根拠等が必ずしも十分に説明されていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、受益者負担額やコスト等について明らかにし、それらの関連性等について検証した上で、受益者負担額（受益者負担がない場合も含む。）の妥当性・合理性について厳格な評価を行う必要がある。

(施設・事務所等別の評価)

具体的な取組を踏まえ、人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人について、複数の施設・事務所等において行われる業務等に関し、個別の実績を明らかにした上で評価が実施されているかについてみたところ、①施設・事務所等ごとの実績は明らかにされておらず、施設・事務所等全体としての実績に基づき評価しているもの、②施設・事務所等ごとの実績は明らかにしているものの、評価に当たっては、施設・事務所等全体として行っているもの、③そもそも複数の施設・事務所等において当該業務が実施されているか否か明らかにされていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、複数の施設・事務所等において人材育成業務及び検査・試験・評価等業務が実施されているか否かについて明らかにした上で、複数の施設・事務所等において当該業務が実施されている場合、施設・事務所等ごとの実績を明らかにするとともにそれぞれ個別に評価を行う必要がある。

(利便性向上に向けた取組)

具体的な取組を踏まえ、検査・試験・評価等業務を行っている法人について、標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等の利用者の利便性向上に向けた取組に係る評価が実施されているかについてみたところ、①「取組により利便性の向上を図っている。」等の評価が行われているものの、利便性の向上を表す客観的な指標を

用いた評価が行われていないもの、②利便性の向上に向けた取組によって得られた具体的な成果・効果についての記載がなく、評価が行われていないもの、③利便性の向上に向けた取組の実績とそれによって得られた成果・効果について記載されているものの、取組実績と成果・効果の関連性等についての評価が行われていないもの等があった。

今後の評価に当たっては、利便性の向上を客観的に表す指標を設定させ、利便性向上に向けた取組の実績とそれにより得られた成果・効果との関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

(保有資産の見直し)

具体的取組を踏まえ、職員宿舎の見直しの取組についての評価の実施状況をみたところ、独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「実施計画」という。)において、廃止等の見直しが求められてきたところであるが、それらの実施状況を明らかにしないままに評価を行っている事例があった。

今後の評価に当たっては、見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等についても言及した上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

なお、実施計画で廃止等の方針が示されている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で評価を行っている事例もあることから、実施計画で廃止等の方針が示されている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設であっても、自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で、その妥当性等について評価を行うことが望ましい。

(運営費交付金債務の評価)

運営費交付金債務に関する評価について、大半が平成24年度分の運営費交付金の交付額と同年度交付分に係る未執行額とを比較した上での評価は行っているが、23年度以前交付分の24年度末時点における未執行額についての評価はほとんど行われていない。

今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけではなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行う必要がある。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果
についての意見

【統計センター】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年1月21日付け政委第6号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(別添)

今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等

(内部統制の充実・強化)

＜リスクの把握及び対応＞

評価委員会名	評価結果の概要等
総務省独立行政法人評価委員会	<p>【統計センター】</p> <p>＜評価結果＞</p> <p>リスクの把握・対応に関して、<u>調査票及び調査票情報の滅失、破損、漏えい、公表期日前の統計調査結果の漏えい、製表結果の精度の低下、人的・物的リソースの不足</u>をリスクと位置付け、これらのリスクに対応するため、製表業務における品質管理、情報セキュリティ対策、コンプライアンスの徹底及び危機管理に対する対策の取組を行っている。特に、製表業務の品質管理については、製表業務を品質、要員、期限の3つの側面ごとに品質目標を定めた品質管理活動推進策を毎年度策定し、これに基づき取組状況の監視、達成状況の評価、活動内容の見直しといった品質管理におけるP D C Aサイクルを着実に回し、総合的品質管理が実施されており、品質の維持・向上が図られていることは評価できる。また、情報セキュリティ対策では、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準を定め、全職員を対象に、e ラーニング等により周知徹底を図っているほか、情報セキュリティ対策に関する統計センターの信頼性の維持・向上を図るために、公的認証基準である I S M S 認証を平成 19 年度以降取得・更新し、P D C Aサイクルによる統制がより強化されており、深刻な危機は発生していないことは評価できる。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【国立文化財機構】</p> <p>＜評価結果＞</p> <p>組織全体で取り組むべき重要なリスクとして、①適切な人員の確保、②給与削減対応に伴う人事交流の確保、③大規模自然災害等への対応（耐震化等）、④文化財の破損・盗難・劣化等、⑤収蔵庫の不足、⑥電力逼迫下における収蔵庫・</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>展示室等の適切な温湿度管理を把握しており、対応が図られている。</p> <p><実績></p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握状況】</p> <p>リスクの把握については、役員会のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構 7 施設連絡協議会（24年度開催回数：1回） <p>法人全体や各施設の課題の整理や連絡・協議を行い、必要に応じて役員会に上程している。</p> ・国立文化財機構研究・学芸系職員連絡協議会（24年度開催回数：1回） <p>研究調整役のもと、機構内の研究者間の情報交換の場を設け、展覧会企画、機構の取組み、課題等について協議を行い、必要に応じ役員会に上程している。</p> <p>などにより把握している。</p> <p>把握している重要なリスクは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員の確保 <p>業務の拡充・拡大にもかかわらず、人件費削減などにより人員の補充が困難であり、職員の負担が過大となっている。身分的に不安定な任期付きの非常勤職員やアソシエイトフェローによる対応には限界があり、文化財の取扱・展示・調査研究等に必要な専門知識や技術の継承が困難になりつつある。</p> ・給与削減対応に伴う人事交流の確保 <p>臨時特例法（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律）への対応については、国立文化財機構と従来人事交流を行ってきた大学法人等の間で差が生じており、人事交流の継続が困難になりつつある。</p> ・大規模自然災害等への対応（耐震化等） ・文化財の破損・盗難・劣化等 ・収蔵庫の不足 ・電力逼迫下における収蔵庫・展示室等の適切な温湿度管理 <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）に対する</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>る対応状況】</p> <p>リスクに対する対応については、役員会のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構 7 施設連絡協議会（24 年度開催回数：1 回） <p>法人全体や各施設の課題の整理や連絡・協議を行い、必要に応じて役員会に上程している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構研究・学芸系職員連絡協議会（24 年度開催回数：1 回） <p>研究調整役の下、機構内の研究者間の情報交換の場を設け、展覧会企画、機構の取組、課題等について協議を行い、必要に応じ役員会に上程している。</p> <p>などにより対応している。</p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】</p> <p><評価結果></p> <p>⑥ 内部統制について</p> <p>内部統制については、理事長の指示の下に、平成 20 年度に取りまとめた報告書に基づき、①リスク対応に重点を置いた取組、②内部監査の実施、③継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、④施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び⑤業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。</p> <p>また、のぞみの園の内部統制の課題に対して、組織が一体となって対応する仕組みの構築が有用であることから、職員研修会を実施し、組織が抱える課題を職員一人ひとりの問題として理解・認識して取組を実施し、利用者の福祉サービスの質の向上に努めている。</p> <p>内部統制の取組については、リスク対応計画の取組による業務効率化・有効化状況を調査し評価することが必要であるので、内部監査等において、その実施状況を確認し、監査結果を当法人ホームページに掲載し、内部統制・ガバナンス強化に努めていると認められる。</p> <p><実績></p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>○ 平成 24 年度も引き続き、のぞみの園の「阻害要因（リスク）一覧」をもとに、法人として優先的に対応するリスク（以下「優先対応リスク」という。）について計画の策定をし対応した。</p> <p>【優先対応リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など</u> ・<u>誤与薬の発生</u> ・<u>当事者意識の欠如</u> <p>○ リスク対応計画の策定にあたっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、現場責任者及び職場担当者に対して役職縦横的、組織縦横的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づき行った。</p> <p>リスク対応計画の取組は、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成 25 年 3 月までに計画に基づき、担当部所が他の関係部所と連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取組を行った。</p> <p>また、リスク対応計画の取組状況のヒアリングを 2 回行い、計画の進捗状況の確認を行った。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会	<p>【森林総合研究所】</p> <p><評価結果></p> <p>内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るため、平成 23 年度に引き続き、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定を行い、内部統制強化のためのリスク対応の取り組みを進めた。<u>平成 24 年度は、研究所として優先して対応すべきリスクとして、「行政との連携」、「種苗の生産と配布」、「契約地の管理」及び「効果的な広報の推進」の 4 点を選定し、これらのリスクに対して取り組むべき具体的な対応計画を策定したうえで、年度内の実施状況を点検した。</u></p> <p>主な対応計画と実施状況の具体的な例としては、</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>① 「行政との連携」では、林野庁及び森林総研の幹部による会合において、行政要望と研究成果の意見交換を行い、今後対応すべき課題を集約した。特に、行政ニーズの高い低コスト林業、木質バイオマス、及び放射能に関する分野横断的研究会を組織し、行政ニーズへの活用や今後検討すべき課題を抽出するなどして、研究成果の行政施策への反映に努めた。</p> <p>② 「種苗の生産と配布」では、生産数が限られているエリートツリー原種について、都府県間の配布調整における混乱を回避するため、原種生産見通しにより次年度以降も配布が可能であることを示し、都府県と事前調整を図り、適正な配布決定を行った。また、都道府県の希望時期を踏まえた配布実施について、隠れたリスクを排除し適切な配布が行えるよう、配布実施状況について、都道府県にアンケートを行うこととした。</p> <p>③ 「契約地の管理」では、公益的機能を高度かつ持続的に発揮する観点から、長伐期施業あるいは複層林施業を進めるため、契約の期間延長や権利保全を着実に進める必要があることから、契約管理マニュアルに基づき、契約変更手続きに取り組むとともに、変更登記手続きが行えない契約地については、明認方法により権利の保全を図った。</p> <p>④ 「効果的な広報の推進」では、国民のニーズに対応した効果的な情報を発信するため、広報体制検討委員会を設置し、情報の受け手のニーズを的確に把握することに努めた。また、送付物の内容に合わせた送付先の見直し・仕分け作業を進め、効果的な配布に努めた。さらに、見やすいホームページの作成を目的に、全所的にデザインの統一を図った。一方、刊行物による広報活動の費用対効果を検討し、刊行物の PDF 化によるホームページへの掲載を活用し、印刷経費等の軽減を進めた。</p>

<原子力施設等の安全管理>

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【放射線医学総合研究所】</p> <p><評価結果></p> <p>リスク管理について、縦、横の情報共有及び組織ごとの役割の明確化、効率化に目を配り、理事長が良くマネジメントに工夫・努力している。また、リスク管理会議においてリスクの洗い出しに努め、リスクの識別対応が適切に行われ、必要に応じて点検及び見直しを行い、リスクに適切に対応している。</p> <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最重要リスクとした地震等の自然災害対応について、まず震度6弱を想定し、予想される問題及び対応策について検討することを決定した。これをモデルケースとして、他のリスクについても重要度の高いものを優先し、対応していくことを決定した。 ・ 昨年度把握したリスクとして、施設・設備の老朽化対策に関し、今後6年間（平成24年度～29年度）の設備機器改修年次計画を策定したが、24年度は計画に従い、「万一の地震等におけるエレベータ内閉じ込めに即応するため、エレベータインターの集合化」等を実施した。 ・ 放医研では放射性同位元素、放射線発生装置の使用等及び核燃料物質の使用等（政令第41条該当施設）を行っていることから、放射線障害防止法や原子炉等規制法等を遵守することが課せられており、これらの法令に基づき、放射線障害予防規程や核燃料物質使用施設保安規定等、所内規程を設けている。これらに従い放射線障害の防止に必要な施設、設備等（遮へい、閉じ込め等に必要な施設、設備や放射線測定器等）について点検を行い、維持管理を行うとともに、異常時には、これらの規定等に基づき、異常事態の解消等の措置を講じることとしている。なお、放射線管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対しては、必要な教育及び訓練を実施している。 ・ 当研究所には、HIMACをはじめとする放射線発生装置及びそれに付随する施設があり、これら施設の適切な

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>管理は極めて重要な事柄であると認識している。これらの装置・施設に関しては、年間の整備、保守計画を立てて、週例点検や定期点検などを通じ、その健全性をチェックしている。更に、その装置を熟知した研究者、技術者が運転及び管理業務に当たり、役務の運転要員を常時配置し、装置の状況を監視している。</p>

(成果・効果の明確化)

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【教員研修センター】</p> <p><評価結果></p> <p>(研修成果の指標)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。</u></p> <p>④ <u>受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。</u></p> <p>(分析・評価)</p> <p>○ 委託研修を除く全ての研修において、受講者の参加率は85%以上であり、目標を達成している。また、有意義回答率、<u>任命権者、各学校長の「研修成果を効果的に活用できている」とのプラス評価、受講者が各地域における研修等の企画・立案、推進で指導的な役割を担っているとの評価はそれぞれ、85、80、80%を超えており、いずれも研修成果の目標を達成しており評価できる。</u></p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>【労働者健康福祉機構】</p> <p><評価結果></p> <p>平成24年度の業務実績の評価結果（総合評価書）</p> <p>産業保健推進センター等における人材育成（産業保健関係者に対する研修）業務については、研修事業の効果的・効率的な実施を図る観点から、現場で実践できるスキルを体得させることを目的とした参加型研修や、時宜を得たテーマの設定、休日・夜間の開催等の取組により、研修件数及び受講者の有益度調査に係る目標を達成していることは評価できる。</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>(中略)</p> <p>なお、<u>人材育成（研修）業務等について、研修件数等の量的な評価指標に加えて、事業の効果についての客観的な評価指標を設定することが望まれる。</u></p>
農林水産省独立行政法人評価委員会	<p>【水産大学校】</p> <p><評価結果></p> <p>(自己評価に対する評価委員会における検証 (委員会における基礎項目評価結果)</p> <p>[所見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>二級海技士免許筆記試験合格率の達成目標は、専攻科の受験者中 80%であるが、「二級海技士（機関）」においては、76.9%と目標を達成できていない。改善のための対策が望まれる。</u> ・ <u>三級海技士（航海）の取得率が 86.2%に留まっており「すべての学生が三級海技士試験などに合格するように努める。」とする年度計画を達成できておらず、この取得率が 100%に達しなかった原因の分析と、取得率向上に向けた今後の取り組みを行う必要がある。</u> ・ <u>就職希望者の就職率 95.5%、そのうち水産関連分野 81.5%であり、年度計画の 75%以上は確保されており、さらなる充実が期待される。</u>
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p>【工業所有権情報・研修館】</p> <p><評価結果></p> <p>3. 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各研修で習得した知識や実務能力は受講生の所属機関で活用されており、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、特許審査の迅速化に貢献しているものと認められる。その結果、「2013 年には審査順番待ち期間について 11か月 (FA11) を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、「特許庁の業務の迅速化に資する」という目的に沿った成果として評価できる。</u> ○ <u>受講生のニーズを踏まえたカリキュラム等の見直しを常に実施しており、その結果としてアンケートによる満足度が多くの研修で 100%を獲得している点は評価でき</u>

評価委員会名	評価結果の概要等																		
	<p>る。</p> <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、民間企業等における先行技術調査の能力不足や重要性・困難性の理解不足を補い、効率的な出願・権利化行動を促すため、<u>民間企業等の検索業務者を対象とした研修</u>（「検索エキスパート研修（上級）」「検索エキスパート研修（意匠）」「特許調査実践研修」「外国特許文献検索のための講習会」）<u>を実施</u>。各受講生は、<u>特許庁審査官の用いる調査手法等の理解を深め、所属企業での業務に取り入れることでより効果的な出願業務等を実施</u>。 ・開催回数 6回（達成度 100%）（平成23年度 9回） ・延べ受講者数 178名（平成23年度 216名） (中略) ※ 上記以外の研修等の実績の列挙あり。 ○ <u>各研修の受講者は、募集の段階で民間又は行政機関において工業所有権業務に従事している者に限られており、各研修で習得した知識や実務能力は、受講生の所属機関における知財関連業務で活用され、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、結果として特許審査の迅速化等に貢献。「2013年には審査順番待ち期間について11か月(FA11)を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、特許庁の政策目標達成に寄与。</u> <p>(単位：月)</p> <table border="1" data-bbox="573 1433 1314 1494"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2005FY</th> <th>2006FY</th> <th>2007FY</th> <th>2008FY</th> <th>2009FY</th> <th>2010FY</th> <th>2011FY</th> <th>2012FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FA期間</td> <td>25.7</td> <td>26.7</td> <td>28.3</td> <td>29.3</td> <td>29.1</td> <td>27.3</td> <td>22.2</td> <td>16.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY	FA期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1
年度	2005FY	2006FY	2007FY	2008FY	2009FY	2010FY	2011FY	2012FY											
FA期間	25.7	26.7	28.3	29.3	29.1	27.3	22.2	16.1											

(受益者負担の妥当性等)

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【国立女性教育会館】</p> <p><評価結果></p> <p><u>これまで無料であった研修参加費について、自己収入の拡大のため一部研修に参加者負担を採り入れたことは評価できる。</u>企業向けセミナーのように組織内への受益が大きい研修や個人の専門性を高めたりする研修を有料とすることは妥当である。しかし、国の施策を推進するための研修などは受講者負担を極力軽減すべきである。そのため<u>受講料設定に当たっては研修内容の趣旨・目的を踏まえて検討してほしい。</u></p>
	<p><実績></p> <p>(研修参加料収入) 234千円 【前年度 0千円】 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業を成長に導く女性活躍促進セミナー：受講料 3,000円 ・ 女子学生のためのキャリア形成講座（埼玉県私立短期大学協会との連携授業）：資料代1,500円 <p>【日本学生支援機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>納入金については、準備教育を行う他の日本語教育機関とほぼ同水準であり、利用者に対して妥当かつ合理的な金額であるといえる。</u></p> <p><実績></p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>○ 日本の大学院・大学・高等専門学校等の高等教育機関に進学を希望する外国人留学生のために、優れた日本語教育と必要な基礎科目の徹底した習得を含めた予備教育を行うため、<u>下記のとおり納入金（選考料、入学金、授業料、教材費、施設維持費、課外活動費を含む）を設定している。</u></p> <p>この納入金は、東京都内と近畿地区にある、準備教育を行いかつ宿舎を有する他の日本語教育機関とほぼ同水準であり、利用者に対し妥当かつ合理的な納入金</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p><u>をもって、質の高い優れた教育を提供している。</u></p> <p>1年コース：納入金 810,000円 1年半コース：納入金 1,167,500円</p>
	<p>【大学評価・学位授与機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>他の認証評価機関の手数料を参考にするなど、妥当性・合理性は認められる。</u></p> <p>認証評価の評価手数料を引き上げて收支を均衡させるとともに、<u>民間評価機関とのイコールフッティングに近づけたことは評価できる。</u></p> <p><実績></p> <p><u>評価手数料については、他の認証評価機関の手数料を勘案し、業務の効率化を図りながら、適切な額を設定している。</u></p> <p>平成23年度においては民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた（大学：1学部あたり30万円→35万円、1研究科あたり20万円→35万円）。<u>平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った。</u>（大学：基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科あたり35万円→63万円、高等専門学校：基本費用160万円→240万円、1学科あたり20万円→30万円）。</p> <p>運営費交付金については、民間評価機関とのイコールフッティングを図る観点から、上記の評価手数料の引き上げにより平成25年度から機関別認証評価事業に計上していない。</p>
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p>【工業所有権情報・研修館】</p> <p><評価結果></p> <p>3. 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <p>○ <u>研修の受講料について、特に中小・ベンチャー企業所属の受講者は受講料が無料となっているが、これは政策的重要性に鑑みると必要な措置といえる。その結果、平成24年度の受講料収入と実施コストにおいて不均衡が生</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>じているが、最終的に特許庁の審査迅速化という形で特許庁が裨益することから、妥当な受益者負担となっているものと認められる。ただし、受講者数が現状で十分といえるかは検証が必要と思われる。</p> <p>＜実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修（審査基準の適切な考え方や拒絶理由に対する適切な応答方法に関する知識等を積極的に提供し理解を深めるための研修（「特許審査基準討論研修」「意匠審査基準討論研修」「意匠拒絶理由通知応答研修」）の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、<u>中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・収入額 888 千円 ・支出額 1,381 千円 （收支差▲493 千円）
国土交通省独立行政法人評価委員会	<p>【自動車事故対策機構】</p> <p>＜評価結果＞</p> <p><u>安全指導業務は事業者が確保すべき安全運行を確実ならしめるものであることから、事業者からの手数料収入を基本とし、その手数料は低廉なものに設定しているところである。</u></p> <p><u>手数料のあり方については、事業者の多くは中小零細企業であり、経済情勢、経営状況等の事業者の負担能力等を勘案しなければ、受講、受診率の低下を招き、本来の目的である事故の未然防止が図られなくおそれがあるため、事業者を取り巻く現下の厳しい経営環境の下では、慎重に検討する必要がある。</u></p>

(施設・事務所等別の評価)

評価委員会名	評価結果の概要等																					
財務省独立行政法人評価委員会	<p>【酒類総合研究所】</p> <p><評価結果></p> <p>イ 酒類製造者を対象とした講習 <u>清酒製造技術講習（2回）及び酒類醸造講習（清酒上級コース、本格焼酎コース）</u>は、日本酒造組合中央会と共に催し、収支相償の理念に基づき 東京事務所と広島事務所で実施した。受講者数、内容等から開催の目的と目標は達成されたと判断するとともに、受講者の満足度も高かった。</p> <p>講習業務については、業界からのニーズが高く、受講希望者は定員を超えている状態である。</p> <p>酒類製造における伝統技術の継承および酒類業界の発展に向け大きく寄与することから、酒類総研の果たすべき重要な役割のひとつでもある。</p> <p><実績></p> <p>イ 酒類製造者等を対象とした講習 (イ) 清酒製造技術講習</p> <p>清酒製造業者の経験の浅い従業員に対する講習として <u>清酒製造技術講習を東京事務所において次表のとおり実施</u>した。</p> <p>講習生OBに特別講義の講師を依頼し、講習生のモチベーションの向上につなげるとともに、「技術・技能チェックシート」を利用して講習生の習熟度の把握に努め、フォローアップの時間を設けるなど、理解度に即した対応を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成24年度清酒製造技術講習実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第43回</th> <th>第44回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2">清酒製造業者の経験の浅い従業員</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成24年5月14日(月)～ 6月22日(金)</td> <td>平成24年8月27日(月)～ 10月5日(金)</td> </tr> <tr> <td>講習参加者</td> <td>16人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均年齢 29.8才 平均経験期間 34ヶ月</td> <td>平均年齢 31.6才 平均経験期間 32ヶ月</td> </tr> <tr> <td>受講費用</td> <td colspan="2">日本酒造組合中央会会員 13万6,500円／人、非会員 20万4,750円／人</td> </tr> <tr> <td>講習の概要</td> <td colspan="2">講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、麹製造方法、もろみ管理等、31科目 (外部講師担当 18科目を含む。) 実習：仕込み習、官能検査実習等、8科目</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本講習は国税庁が実施していた講習を引き継いでおり、それを含めた通算の回数となっている。</p>		第43回	第44回	対象者	清酒製造業者の経験の浅い従業員		実施期間	平成24年5月14日(月)～ 6月22日(金)	平成24年8月27日(月)～ 10月5日(金)	講習参加者	16人	16人		平均年齢 29.8才 平均経験期間 34ヶ月	平均年齢 31.6才 平均経験期間 32ヶ月	受講費用	日本酒造組合中央会会員 13万6,500円／人、非会員 20万4,750円／人		講習の概要	講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、麹製造方法、もろみ管理等、31科目 (外部講師担当 18科目を含む。) 実習：仕込み習、官能検査実習等、8科目	
	第43回	第44回																				
対象者	清酒製造業者の経験の浅い従業員																					
実施期間	平成24年5月14日(月)～ 6月22日(金)	平成24年8月27日(月)～ 10月5日(金)																				
講習参加者	16人	16人																				
	平均年齢 29.8才 平均経験期間 34ヶ月	平均年齢 31.6才 平均経験期間 32ヶ月																				
受講費用	日本酒造組合中央会会員 13万6,500円／人、非会員 20万4,750円／人																					
講習の概要	講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、麹製造方法、もろみ管理等、31科目 (外部講師担当 18科目を含む。) 実習：仕込み習、官能検査実習等、8科目																					

評価委員会名	評価結果の概要等																		
	<p>(口) 酒類醸造講習 清酒及び本格焼酎に関する <u>酒類醸造講習を広島事務所において次表のとおり実施</u>した。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度酒類醸造講習実績</p> <table border="1" data-bbox="584 541 1330 871"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 541 695 575">コース名</th><th data-bbox="695 541 1013 575">清酒上級コース</th><th data-bbox="1013 541 1330 575">本格焼酎コース</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 575 695 631">対象者</td><td data-bbox="695 575 1013 631">清酒製造業の若年経営者及び将来経営幹部となる者</td><td data-bbox="1013 575 1330 631">本格焼酎製造に従事する者</td></tr> <tr> <td data-bbox="584 631 695 687">実施期間</td><td data-bbox="695 631 1013 687">平成 24 年 5 月 24 日(木)～ 6 月 26 日(火)</td><td data-bbox="1013 631 1330 687">平成 24 年 11 月 26 日(月)～ 12 月 21 日(金)</td></tr> <tr> <td data-bbox="584 687 695 743">講習参加者数</td><td data-bbox="695 687 1013 743">15 人 (前年度実績 10 人)</td><td data-bbox="1013 687 1330 743">14 人 (前回実績 15 人)</td></tr> <tr> <td data-bbox="584 743 695 799">受講費用</td><td data-bbox="695 743 1013 799">日本酒造組合中央会 会員 12 万 6 千円／人 非会員 18 万 9 千円／人</td><td data-bbox="1013 743 1330 799">日本酒造組合中央会 会員 10 万 5 千円／人 非会員 15 万 7 千 5 百円／人</td></tr> <tr> <td data-bbox="584 799 695 871">講習の概要</td><td data-bbox="695 799 1013 871">講義科目：酒類理化学等、19 科目 (外部講師担当 10 科目を含む) 実習：仕込み実習等、10 科目</td><td data-bbox="1013 799 1330 871">講義科目：焼酎製造法等、23 科目 (外部講師担当 13 科目を含む) 実習：分析実習等、7 科目</td></tr> </tbody></table>	コース名	清酒上級コース	本格焼酎コース	対象者	清酒製造業の若年経営者及び将来経営幹部となる者	本格焼酎製造に従事する者	実施期間	平成 24 年 5 月 24 日(木)～ 6 月 26 日(火)	平成 24 年 11 月 26 日(月)～ 12 月 21 日(金)	講習参加者数	15 人 (前年度実績 10 人)	14 人 (前回実績 15 人)	受講費用	日本酒造組合中央会 会員 12 万 6 千円／人 非会員 18 万 9 千円／人	日本酒造組合中央会 会員 10 万 5 千円／人 非会員 15 万 7 千 5 百円／人	講習の概要	講義科目：酒類理化学等、19 科目 (外部講師担当 10 科目を含む) 実習：仕込み実習等、10 科目	講義科目：焼酎製造法等、23 科目 (外部講師担当 13 科目を含む) 実習：分析実習等、7 科目
コース名	清酒上級コース	本格焼酎コース																	
対象者	清酒製造業の若年経営者及び将来経営幹部となる者	本格焼酎製造に従事する者																	
実施期間	平成 24 年 5 月 24 日(木)～ 6 月 26 日(火)	平成 24 年 11 月 26 日(月)～ 12 月 21 日(金)																	
講習参加者数	15 人 (前年度実績 10 人)	14 人 (前回実績 15 人)																	
受講費用	日本酒造組合中央会 会員 12 万 6 千円／人 非会員 18 万 9 千円／人	日本酒造組合中央会 会員 10 万 5 千円／人 非会員 15 万 7 千 5 百円／人																	
講習の概要	講義科目：酒類理化学等、19 科目 (外部講師担当 10 科目を含む) 実習：仕込み実習等、10 科目	講義科目：焼酎製造法等、23 科目 (外部講師担当 13 科目を含む) 実習：分析実習等、7 科目																	
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【国立文化財機構】</p> <p><評価結果></p> <p>地方公共団体の埋蔵文化財担当者、博物館・美術館の保存担当学芸員に対する研修、大学や大学院との教育連携を積極的に行い、<u>今後の中核となる文化財担当者に対する人材育成を実施し、着実に成果を上げていると認められる。</u></p> <p>また、受講者の満足度も高く、今後も継続が望まれる。</p> <p><実績></p> <p>主な実績</p> <p>① 文化財担当者研修（奈良文化財研究所）</p> <p>遺跡の発掘調査や保存・整備等に関し、必要な知識と技術の研鑽を図るため、地方公共団体等の埋蔵文化財担当者を対象として、専門研修 12 課程の研修を実施し、延べ 156 名が受講した。</p> <p>研修受講者全員に対するアンケート調査では、全員から「有意義だった」「役に立った」との回答を得ており、充実した研修が実施できた。</p> <p>② 博物館・美術館等保存担当学芸員研修（東京文化財研究所）</p> <p>第 29 回保存担当学芸員研修、保存担当学芸員フォローアップ研修、第 17 回資料保存地域研修を、それぞれの趣旨に沿ったプログラムの下で実施し、非常に</p>																		

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>高い満足度を得た。</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京藝術大学との間での連携大学院教育の推進（東京文化財研究所）</u> 保存環境計画論、修復計画論、修復材料学特論、保存環境学特論をシラバスに則り開講した。また、実習として文化財保存学演習を1コマ担当した。 これまで中止していた学生受け入れを平成25年度より再開するため、平成25年度修士課程入学の学生募集を行い、入試の結果、1名の合格者を決定した。 ・ <u>京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育の推進（奈良文化財研究所）</u> 京都大学大学院人間・環境学研究科において5名、奈良女子大学大学院人間文化研究科において3名の研究職員が、客員教授・准教授として各専門分野に関する講義、演習、実習を通して、大学院生の研究指導を行った。 なお、平成24年度の受入学生数は京都大学28名、奈良女子大学3名であった。 その他、奈良大学と協定を締結し、5名の研究職員が非常勤講師として、学部生の教育を行った。

(利便性向上に向けた取組)

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【日本学生支援機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>日本留学試験利用案内を作成し、試験の利用促進に取り組むとともに、日本留学試験を利用した渡日前入学許可等の取組を促したことで、渡日前入学許可実施校が前年度から増加していることが評価できる。</u></p> <p><実績></p> <p><u>利便性を向上させる観点から、平成 22 年度及び平成 23 年度に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。</u></p> <p><u>外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可する「渡日前入学許可制度」を促進している。平成 24 年度は、大学等に対し、日本留学試験の利用や渡日前入学許可等の取組を促したところ、平成 23 年度よりも実施校数が増加したことから、日本留学試験利用者の利便性が向上した。</u></p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>【医薬品医療機器総合機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>審査等業務について、新医薬品審査業務は、従来からの増員計画が未達成となっているものの、総審査期間について目標を上回っており、総審査期間を平成 23 年度に比べてさらに短縮できたことを高く評価する。このほか、一般用医薬品、後発医療用医薬品等の行政側審査期間の目標を達成したことも高く評価できる。</u></p> <p><u>一方で、新医薬品（通常品目）の総審査期間の目標は達成しているものの申請者側期間の目標が達成できていないことから、承認申請前の段階での治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を申請者側に要請するといった取組により、<u>行政側の審査期間の一層の短縮とともに、申請者側期間が短縮されることを期待する。</u></p> <p>医療機器審査業務については、新医療機器（優先品目、通常品目）、改良医療機器（臨床なし品目）、後発医療機器においては総審査期間の目標をほぼ達成できたことは評価するが、改良医療機器（臨床あり品目）は総審査期間の目標を下回った。これは、申請年度が古く、既に長期化した品目の審査を精力的に進めることにより<u>行政側期間の目標は達成したもの</u>の、申請者側期間の目標が達成できなかつたためであり、今後は、総審査期間の目標が達成されるよう、一層の努力を期待する。</p>
	<p><実績></p> <p>新医薬品の総審査期間（中央値）については、平成23年度までにドラッグ・ラグを解消することを目標として定めた中期計画に基づき、各年度毎の具体的な目標を定めた年度計画を策定しており、平成24年度においては、<u>優先品目は目標9カ月に対して実績は6.1カ月、通常品目は目標12カ月に対して実績は10.3カ月と目標を上回っており、増員と研修等による質の向上策の効果が出てきているものと高く評価する。</u></p> <p>これを行政側期間と申請者側期間に分けてそれぞれの審査期間（中央値）を分析すると、優先品目の行政側期間は目標6カ月に対して実績は3.8カ月、申請者側期間は目標3カ月に対して実績は1.5カ月、通常品目の行政側期間は目標9カ月に対して実績は5.7カ月、申請者側期間は目標3カ月に対して実績は4.2カ月となっている。行政側期間はいずれも目標を大きく上回っているが、通常品目の申請者側期間は目標を下回っていることから、承認申請前の段階で、治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を申請者側に要請するといった取組により、<u>申請者側期間の短縮を期待する。</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>なお、<u>新医薬品の平成24年度の承認件数は、優先品目で53件（平成23年度：50件）、通常品目で81件（同：80件）</u>であり、承認件数全体としては、<u>ほぼ同数だが、審査期間については短縮されており、この点についても高く評価する。</u></p> <p>また、その他の医薬品分野の総審査期間（中央値）については、後発医療用医薬品が行政側期間の目標10カ月に対して実績は5.9カ月、一般用医薬品は行政側期間の目標8カ月に対して実績は4.1カ月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5カ月に対して実績は4.9カ月でいずれも目標を上回っていることは高く評価できる。</p> <p>※ 新医療機器等についても、上記と同様に実績についての記載あり。</p>
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p>【情報処理推進機構】</p> <p><評価結果></p> <p><u>申請者、評価者を交えた三者会議を適宜開催し、評価機関の評価作業と認証機関の認証作業を並行して行い、さらに類似認証事例の内部共有化を行うことで評価認証に要する期間を短縮する取組みを継続的に実施し、中期計画で掲げた40日以内を全て達成（最長処理日数は34日、平均処理日数は12.2日）しているなど利用者の利便性の向上に寄与していることを評価。</u></p>

(保有資産の見直し)

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【日本芸術文化振興会】</p> <p><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に沿った見直しを進めており、平成23年度に6戸の借上げ宿舎を廃止し、<u>平成24年度には東京地区的借上げ宿舎3戸を廃止した。</u> <u>職員宿舎に関しては、平成22年度から年々減少している。廃止の決定がなされていない宿舎についても、状況に応じて適時方針を見直す等、対応されたい。</u> <p><実績></p> <p>(1) 職員宿舎(8) (東京地区(7)、大阪地区(1))</p> <p>当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図っている。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に3戸廃止した。</p> <p>25年4月末現在、保有宿舎全64戸（うち4戸を養成研修生が利用）で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定) 及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)に沿った見直しを進めている。23年度に6戸の借上げ宿舎を廃止したことにより、24年度には東京地区的借上げ宿舎3戸を廃止した。引き続き、宿舎の適切な管理運営に努めるとともに、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、職員宿舎の削減を図る。</u> 一部の宿舎については、養成研修生への貸与を実施し、宿舎の有効活用を図っている。
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p>【中小企業基盤整備機構】</p> <p><評価結果></p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>○ 「独立行政法人の職員宿舎見直し計画」（平成24年4月3日公表）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日公表）に示された方針に従い、現在の入居職員が退去次第廃止することとした借り上げ宿舎（5宿舎）について、24年度末までに3宿舎を廃止したことは評価できる。</p>
	<p><実績></p> <p><u>所有宿舎（5宿舎）</u>については、<u>存置と所有宿舎近辺の借り上げ宿舎への移行とのコスト比較を行った</u>ところ、存置の方が経済的であることから、継続して使用することを決定（24年度利用率58%）。</p> <p><評価結果></p> <p>○ 職員宿舎の廃止・集約化に係る計画（20年3月策定）に基づき職員宿舎の廃止、改修工事を実施した宿舎への集約化等の取り組みを継続実施しており評価できる。</p> <p><実績></p> <p>20年3月末時点：自己所有137戸、区分所有39戸、 25年3月末時点：自己所有103戸（▲34戸）区分所有0戸（▲39戸） 廃止宿舎数（所有）：73戸（▲41.5%）</p>
	<p><評価結果></p> <p>○ また、<u>宿舎制度の自主的な見直しにより、借上上限額見直し、自己負担の増額等を行い、宿舎に係る法定外福利費を削減（23年度比23.4%の削減、20年度比58.9%の削減）</u>したことは高く評価できる。</p>

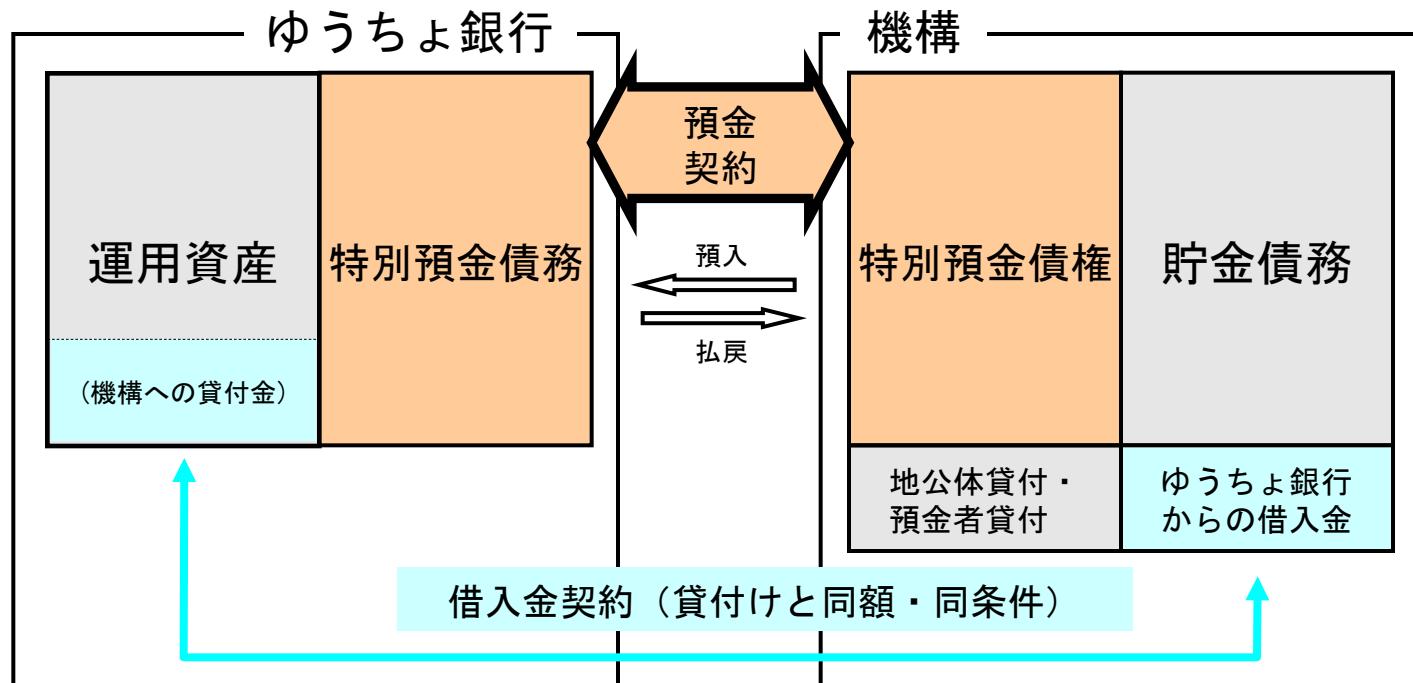
(運営費交付金債務の評価)

評価委員会名	評価結果の概要等
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p>【工業所有権情報・研修館】</p> <p><評価結果></p> <p>○予算決算差額として約10億円が生じており、その主な要因として節減に日常的に取り組まれていることは高く評価できる。一方、<u>予算決算で乖離が生じた部分については、不安定要因はぬぐえないものの、ある程度現実的な予算作成が必要ではないか。</u></p> <p><実績></p> <p>○平成24年度における運営費交付金債務は、単年度で<u>1,001,667千円発生</u>しており、債務残高として<u>2,182,757千円を計上</u>。平成24年度運営費交付金に対する割合はそれぞれ、10.5%、22.9%となっている。</p> <p>○平成24年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施による節減（約5.7億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約2.2億円）、③その他の要因に伴う節減（約1.9億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。</p> <p>○運営費交付金債務残高については、翌事業年度以降において収益化する予定。特に、今後の課題として、特許庁業務・システム最適化計画を踏まえた情報システムの開発が情報・研修館においても発生する見込みであり、第3期中期目標期間開始当初に想定していなかつた対応への財源として使用していくことも検討中。</p>

長期借入金・償還計画のポイント

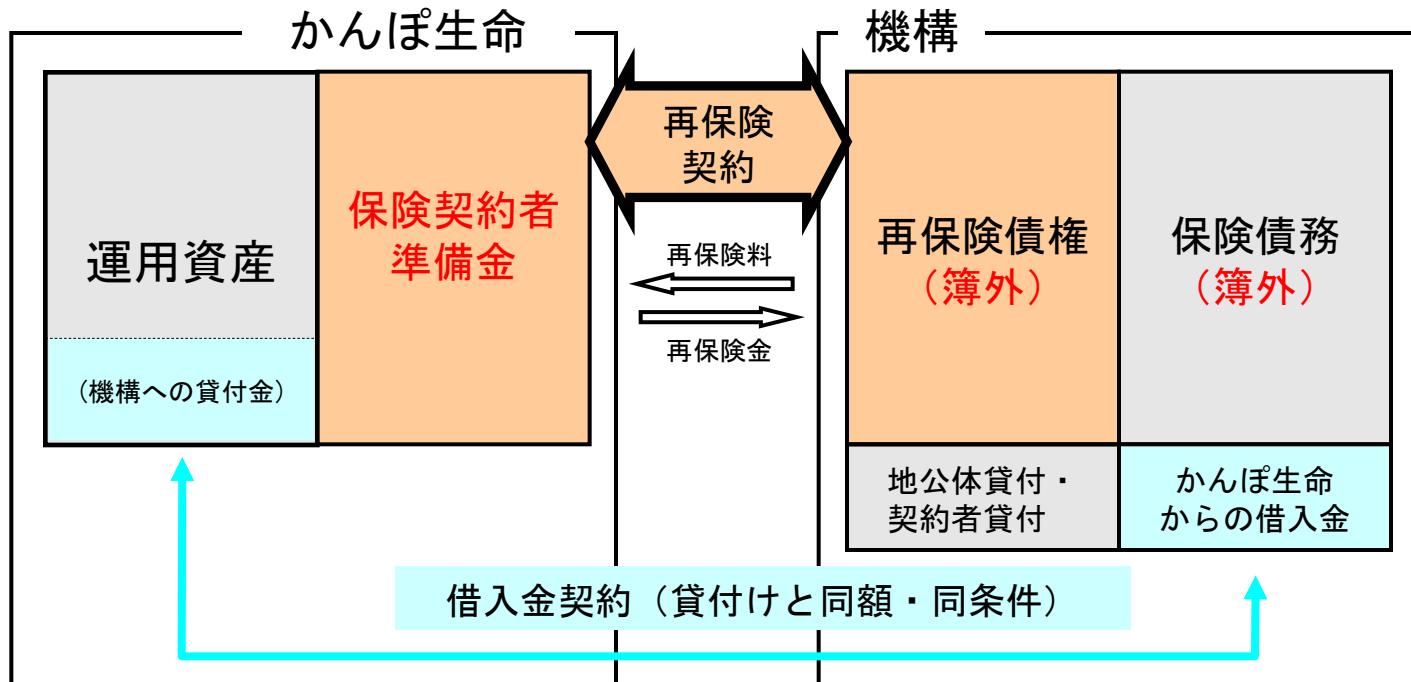
- (1) 機構が有する預金者等に係る債務に相当する資産は、すべてゆうちょ銀行又はかんぽ生命保険に預金又は再保険されることとなっている。
- (2) その結果、機構が旧日本郵政公社からの承継等により実施することとされている預金者、保険契約者及び地方公共団体等への貸付けを維持するために、バランスシートの調整が必要となることから、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から長期借入れするもの。
- (3) 借入れの金額・条件(利率、償還期限等)は、機構が実施する貸付けと同額・同条件となっており、機構が当該借入れに係るリスクを負うことはない。

【ゆうちょ銀行と機構との関係（イメージ）】



※かんぽ生命保険との関係も、基本的には同様

【かんぽ生命と機構との関係（イメージ）】



【参照条文】

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年十月二十一日法律第二百一号）

（長期借入金）

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第二十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（総務省令第98号）

（長期借入金の認可の申請）

第三十二条 機構は、法第二十六条第一項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（償還計画の認可の申請）

第三十三条 機構は、法第二十七条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した償還計画を総務大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 長期借入金の償還の方法及び期限
- 三 その他償還計画の認可に関して必要な事項